## 国家戦略特区 今後の進め方について

平成29年3月6日

秋 池 玲子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平蔵

八田達夫

## 1、 指定区域(10区域)に対する評価について

・ 国家戦略特区制度は、これまでの3年間で、医療・福祉・雇用・教育・農業・観光・都市再生などの幅広い分野において、78項目の規制改革を実現してきた。(この中には、規制担当官庁との折衝の結局、いきなり全国措置として実現した20項目も含まれている。)

また、これらの改革メニューを活用して、<u>10の特区</u>において、これまでに <u>合計233の具体的事業が認定され、実現</u>してきている。

・ 他方で、「活用した規制改革メニューの数」や「認定された事業の 数」については、特区自治体ごとに大きな差が見られる。

具体的には、本年度に認定された事業が34件ある「東京圏」や23件ある「福岡市・北九州市」がある一方で、1件のみしかない自治体も散見されるとともに、個々の事業の進捗が総じて、必ずしも十分でない区域も出てきている。

・ 本年度末に向けて、有識者議員としても、各区域会議や特区ワーキンググループと連携しつつ評価を継続して行っていくが、<u>規制改革メニューの活用が極めて不十分な自治体など、評価の低い特区等に対しては、指定の取り消しも含めた厳格な対応</u>を求めていくこととしたい。

・ なお、制度発足当初からメニュー化されている「特区民泊」のメニューが、東京都大田区、大阪府・市及び、北九州市でしか活用されていないことは、極めて遺憾である。

## 2、 国家戦略特区の追加(4次)指定について

- 他方で、現在、例えば、以下のような指定されていない地域からも、 今回の改正法案の内容に繋がるような規制改革事項が提案されている。特に、こうした「外国人材の活用」に関する提案は、全国の自 治体から幅広く寄せられている状況である。
  - 「秋田県大潟村」(農業での外国人雇用を提案)
  - 「静岡県浜松市」(外国人ワンストップセンターの設置を提案)
- ・ 昨年1月の3次指定から、すでに1年以上経過していることもあり、 規制改革の効果を更に拡大していくためにも、<u>熱意ある首長の主導</u> で大胆な規制改革提案を行う自治体を対象に、国家戦略特区の指 定区域の4次指定を速やかに検討する必要がある。
- ・ また、これらも視野に入れた上で、毎年2回を目途に行うこととされている「全国の自治体や事業者からの提案募集」を、直ちに行うべきである。